

# 離婚届の書き方と注意

☆届書に書き込むときは、略字で書かないで戸籍に記載されているとおりの字を書いてください。

みほん

(1)	氏名	夫 <small>いையま</small> 太郎	妻 <small>いையま</small> 花子
	生年月日	昭和42年 9月 1日	昭和49年 7月 20日
(2)	住所	長野県飯山市大字飯山 番地 1,110番 1号	長野県中野市三好町1丁目 番地 3番 19号
	世帯主	飯山市郎	中野五郎
(3)	本籍	長野県飯山市大字飯山 番地 1,110番 1	長野県中野市中央1丁目123番 番地 1,110番 1号
	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	父中野五郎 母甲子
	未成年の子の氏	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(5)	同居の期間	平成12年 9月 から (同居を始めたとき)	平成25年 11月 まで (別居したとき)
	別居する前の住所	長野県飯山市大字飯山 番地 1,110番 1号	長野県中野市中央1丁目123番 番地 1,110番 1号
(6)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 5. 1から4はまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしない者のいる世帯	
	夫妻の職業	(国勢調査の年…平成 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書く)…… 夫の職業   妻の職業	
(7)	届出人	夫 飯山 太郎	妻 飯山 花子
	署名押印		
(8)	事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
		夫 年 月 日 妻 年 月 日	電話0269(62)3111 自宅・勤務先 [ ]・携帯

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名押印	山ノ内 昭夫	山ノ内 和子
生年月日	昭和10年7月11日	昭和12年3月27日
住所	長野県飯山市大字木島 番地 234番 号	長野県飯山市大字木島 番地 234番 号
本籍	長野県飯山市大字木島 番地 234番 号	長野県飯山市大字木島 番地 234番 号

- 持参するもの
  - 離婚届
  - 届出人の戸籍謄本1通(本籍地以外に届け出る場合)
  - 届出人(夫と妻それぞれ別々の)の印鑑(ゴム印は使用できません)
  - 裁判離婚のときは、調停証書の謄本
- 提出時期
  - 離婚する日(協議離婚の場合)
  - 裁判確定の日から10日以内(裁判離婚の場合)
- 本人確認
 

平成15年12月1日(月)から婚姻・協議による離婚・養子縁組・協議による養子離縁・転籍届については本人確認を行っています。来庁する方(届出人または使者)の身分証明書を提示してください。

◎身分証明書とは  
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書(有効期間内のものに限る)

- 証人
  - 協議離婚の場合、証人は必ず2名必要になります。証人は20歳以上の人(どなたでも結構です)2名に署名、押印をしてもらってください。別々の印鑑を使用してください。
- 届け出る際のご注意
  - 住所は住民登録されている住所を記入してください。
  - 離婚後に婚姻前の姓に戻らず、婚姻中の姓をそのまま称することができます。その場合は、別途「離婚の際に称していた氏を称する届」(戸籍法77条の2の届)を届け出てください。なお、届出は離婚届と同時に提出するか、離婚届提出後3ヶ月以内であれば可能です。
  - 協議離婚で未成年の子がいる場合は、離婚後の親権者を夫と妻のどちらかに定めなければなりません。親権者をどちらにするか協議し、(5)欄に子の氏名を記入してください。
  - (8)欄の「別居する前の住所」には、実際に別居している場合に、別居する前の住所を記入してください。

☆ 不明な点は、飯山市役所市民課(TEL0269-62-3111 内線151)までお尋ねください。

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしるしをつけてください。

(面会交流)

取決めをしている。  
まだ決めていない。  
 (養育費の分担)

取決めをしている。  
まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎印は各自別々の印を押してください。
- ◎届出人の印をご持参ください。